

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、同区域内の農園で就労していた申立人らについて、農園の事業停止に伴う就労不能損害の賠償終期を平成24年12月末とする東京電力の主張を排斥し、平成25年分の就労不能損害が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下、両者を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 1 損害

- |               |        |             |
|---------------|--------|-------------|
| (1) 申立人X1について | 就労不能損害 | 金2,400,000円 |
| (2) 申立人X2について | 就労不能損害 | 金960,000円   |

#### 2 期間

自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日

### 第2 和解金額

- 1 被申立人は、申立人X1に対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金2,400,000円の支払義務があることを認める。
- 2 被申立人は、申立人X2に対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金960,000円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

(省略)

### 第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年6月24日

（仲介委員 奥野滋）